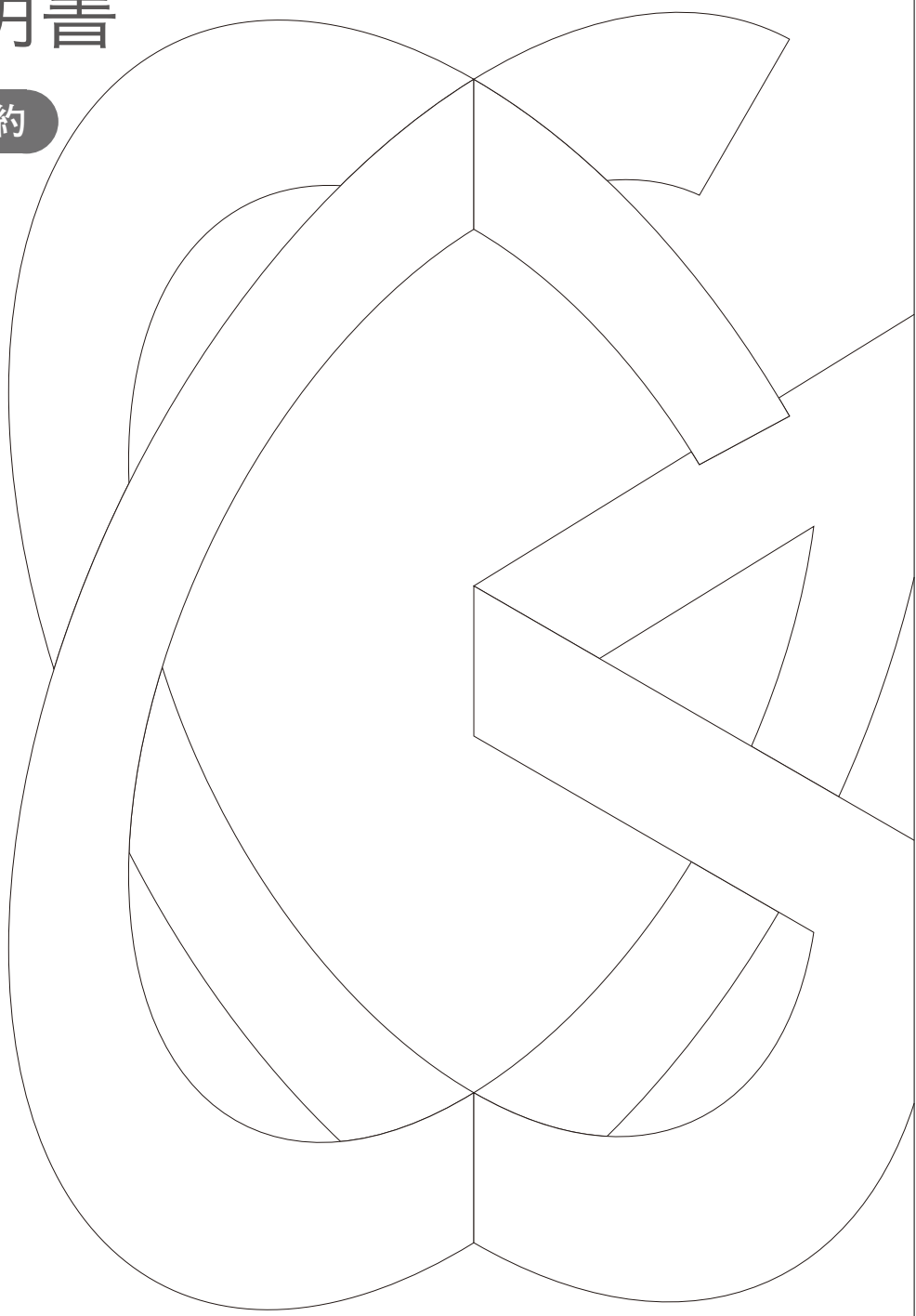


重要事項説明書

住宅瑕疵担保責任保険契約



ご利用の前に必ずお読みください



住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社ハウスジーマン

ご契約にあたり重要な事項が記載されています

この保険は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(以下「住宅瑕疵担保履行法」といいます)に基づき、保険法人として指定を受けた株式会社ハウスジーマン(以下「ハウスジーマン」といいます)が、すべての住宅事業者様(建設業者または宅地建物取引業者をいいます)を対象としてご提供します。

この「重要事項説明書」には、ハウスジーマンの住宅瑕疵担保責任保険契約の内容をご理解いただくために、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

重要!

- (1) 必ずご一読のうえ内容をご確認いただき、大切に保管してください。
- (2) 特に、保険金をお支払いできない主な場合など、住宅事業者様または住宅取得者様にとって不利益な情報が記載された部分につき、十分ご確認ください。

住宅取得者様に対しては、住宅事業者様からこの重要事項説明書を用いて、説明をお願いいたします。その際、上記(1)、(2)について、必ずご説明ください。

ご注意

この保険契約の募集を郵送により行う場合は、本冊子の送付をもって、重要事項説明とさせていただきます。内容をご確認いただきました後、同封の「契約内容確認シート」にてチェックし、署名または記名捺印のうえ、保険取次店またはハウスジーマンにご返送願います。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。ご不明な点については、保険取次店またはハウスジーマンにお問い合わせください。

重要事項説明書 [目次]

住宅瑕疵担保責任保険契約	保険契約概要のご説明	2
	注意喚起情報	6
	住宅事業者様にお読みいただきたい事項	9
	重要事項説明書 契約内容確認のポイント	11

重要事項説明書

住宅瑕疵担保責任保険契約

保険契約概要のご説明

この保険は、住宅を建設または販売する住宅事業者様に住宅瑕疵担保責任の履行の資力を確保するためにご加入いただくものです。

この「保険契約概要のご説明」には、この保険契約の内容をご理解いただくために、特にご確認いただきたい事項を記載しています。住宅事業者様には、保険契約に際して必ずお読みいただきますとともに、住宅取得者様にも必ずご一読のうえ内容をご確認いただき、大切に保管いただきますようお願いいたします。

この書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約をご参照ください。ご不明な点については、保険取次店またはハウスメンにお問い合わせください。

1. 商品の名称

住宅瑕疵担保責任保険

2. 保険金の支払の対象となる範囲

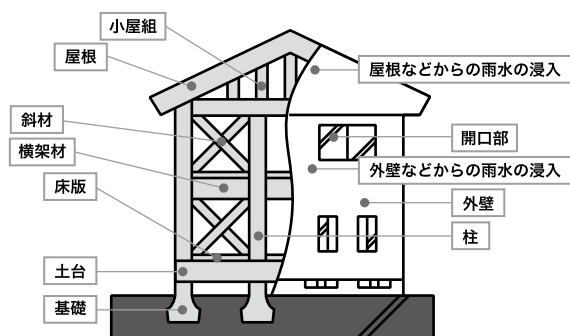
(1) 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

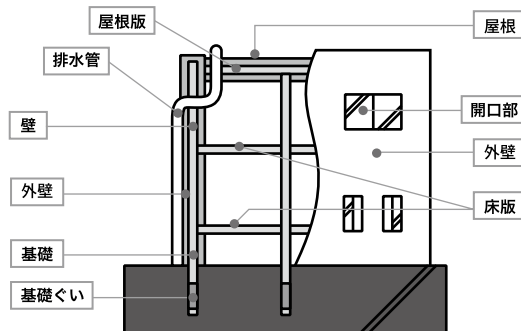
- ① 保険証券記載の住宅(以下「対象住宅」といいます)の構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して、対象住宅がその基本的な耐力性能または防水性能を満たさない場合(以下「事故」といいます)に、被保険者である住宅事業者様が住宅取得者様に対する特定住宅瑕疵担保責任を負担することによって被る損害について、保険金をお支払いします。
- ② 対象住宅に事故が発生した場合において、住宅事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行できないときは、住宅事業者様が特定住宅瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において、住宅取得者様はハウスメンに直接保険金を請求し、受領できます。この場合、当社は、住宅事業者様に損害をてん補したものとみなします。

保険の対象となる 構造耐力上主要な部分等

住宅瑕疵担保履行法に基づき定められた、構造耐力上主要な部分および雨水の侵入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任の範囲が保険の対象となります。

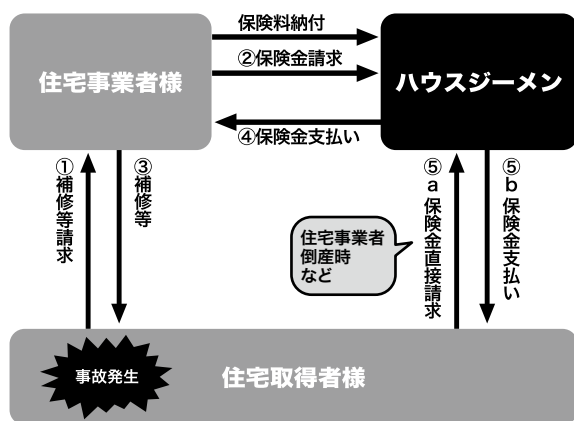


木造(在来軸組工法)の戸建住宅
(例)2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成



鉄筋コンクリート造(壁式工法)の共同住宅
(例)2階建ての場合の骨組み(壁、床版)等の構成

保険の仕組



- ①……………保険期間中に事故が発生した場合、特定住宅瑕疵担保責任の範囲において、住宅取得者様は住宅事業者様に補修等を請求できます。
- ②……………住宅事業者様は、特定住宅瑕疵担保責任に基づき補修等について検討し、保険金をお支払いする事由に該当する場合には、ハウスマンに保険金を請求します。
- ③……………住宅事業者様が補修等を行います。
- ④……………住宅事業者様が補修等を行った後、ハウスマンは住宅事業者様に保険金をお支払いします。
- ⑤ a / b ……住宅事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行できない場合で、保険金をお支払いする事由に該当するときは、住宅取得者様は、ハウスマンに直接保険金を請求できます。

(2) 保険金をお支払いする損害の範囲

保険金をお支払いする損害の範囲は、次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

- ① 事故を補修するために必要な材料費、労務費、その他の直接補修に要する費用
- ② *特定住宅瑕疵担保責任に関する解決のために必要となる訴訟、和解、調停、仲裁または示談に要した費用
- ③ *事故につき住宅事業者様が第三者に対して有する損害賠償その他の請求権を行使または保全するために必要な手続の費用
- ④ 事故の補修に直接必要な、事故の状況もしくは発生部位または補修の範囲もしくは方法等を確定するための調査費用
- ⑤ 住宅取得者様が事故の補修等のために余儀なくされた、補修期間中の仮住まい・転居費用

※故意・重過失損害担保(後記「注意喚起情報」の3.をご参照ください)については、②と③は対象になりません。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

- ① 住宅事業者様、住宅取得者様、対象住宅に係る建設工事、設計、工事監理、地盤調査、地盤補強工事等を行うために締結された請負契約もしくは受託契約の当事者、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
- ② 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象、または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然もしくは外来の事由
- ③ 土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出もしくは流入または土地造成工事の瑕疵

- ④ 対象住宅の虫食いもしくはねずみ食い、対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない対象住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色もしくはその他類似の事由
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

4. 主な特約およびその概要

保険契約の内容により特約が付帯されます。それぞれの保険契約に適用される特約は、保険証券または保険付保証明書にてご確認ください。詳細はそれぞれの特約をご参照ください。

特約名	概要
故意・重過失損害担保に関する特約	住宅事業者様の倒産等の場合に、住宅取得者様が直接保険金を請求できるときに限り保険金をお支払いする住宅事業者様等の故意または重大な過失による損害に関し、保険金の支払限度額等について規定しています。
保険料等の口座振替に関する特約	保険料等を口座振替でお支払いいただくことに関して、支払期日や支払がなされなかった場合の取扱い等について規定しています。
共同で供給する住宅に関する特約	共同企業体や共同分譲で供給する住宅に関し、住宅事業者様が連名で保険契約をする場合の事務幹事会社の役割や全ての保険契約者・被保険者の権利・義務等について規定しています。
分離発注による住宅に関する特約	複数の建設業者に分離発注された住宅に関し、建設業者が連名で保険契約する場合の事務幹事会社の役割や全ての保険契約者・被保険者の権利・義務等について規定しています。

5. 保険期間

保険期間は、原則として住宅の引渡日から10年間です。

詳細は保険取次店またはハウスジーマンにお問い合わせください。

この保険契約の引受けの対象は、建設工事の完了後1年以内に引き渡された住宅に限ります。1年を超え2年以内に引き渡された住宅は、住宅瑕疵担保責任（任意）保険契約に移行することができます。住宅瑕疵担保責任（任意）保険契約の概要等については、その重要事項説明書をご参照ください。

6. 保険金額等の保険契約の引受条件

(1) 保険金額・限度額

① 戸建住宅

項目	保険金額・限度額
保険金額 (1住宅あたり限度額)	2,000万円※1
1住宅事業者（1被保険者）様あたり限度額	当社が定める基準日から1年の間に、1住宅事業者様から当社がお引き受けした戸建住宅の保険金額の合計額の10% または1億円のいずれか大きい額

※1 3,000万円、4,000万円または5,000万円のうちいずれかの金額をご選択いただくこともできます。ただし、故意・重過失損害担保（後記「注意喚起情報」の3.をご参照ください）については、いずれの場合も、その他の事由による保険金と合算して2,000万円が限度となります。また、当社が故意・重過失損害に関し支払を受ける再保険金が削減される場合は、その再保険金の額を限度とします。

次の費用については、上記保険金額の内枠で、次の金額を限度とします。

調査費用限度額（1住宅あたり）	補修金額の10% または 10万円 のいずれか大きい額 ただし、調査費用の実額または 50万円 のうち小さい額を限度とします
-----------------	---

仮住まい・転居費用限度額（1住宅あたり）	50万円 ただし、実額を限度とします
----------------------	-----------------------

② 共同住宅等^{※2}

項 目	保 険 金 額 ・ 限 度 額
保険金額 （1住宅（住戸）あたり限度額）	2,000万円
1共同住宅等（住棟）あたり限度額	30億円
1住宅事業者（1被保険者）様あたり限度額	当社が定める基準日から1年の間に、1住宅事業者様から当社がお引き受けした共同住宅等の保険金額の合計額の10% または30億円のいずれか大きい額

次の費用については、上記保険金額の内枠で、次の金額を限度とします。

調査費用限度額（1共同住宅等あたり）	補修金額の10% または 10万円 のいずれか大きい額 ただし、調査費用の実額または 200万円 のうち小さい額を限度とします
仮住まい・転居費用限度額（1住宅あたり）	50万円 ただし、実額を限度とします

※2 1共同住宅等に対し当社が複数の保険契約をお引き受けしている場合は、1共同住宅等（住棟）あたり限度額、調査費用限度額および仮住まい・転居費用限度額は、それらの保険契約を合算して適用します。

③ 戸建住宅・共同住宅等共通

項 目	限 度 額
同一年度全引受住宅限度額 ^{※3}	30 億円

※3 当社が定める基準日から1年の間に、当社がお引き受けした全ての住宅の保険契約（住宅瑕疵担保責任（任意）保険契約を含みます）に係る保険金支払限度額です。

(2) 免責金額および縮小てん補割合

免責金額（自己負担額）および縮小てん補割合は、次のとおりです。

免責金額（自己負担額）	1事故につき10万円
縮小てん補割合	下記以外の場合 80%
	被保険者（住宅事業者様）が倒産等の場合 [※] 100%

※後記「注意喚起情報」の2.をご参照ください。

保険契約では支払われない免責金額や縮小てん補割合部分は、住宅事業者様の自己負担となります。

上記で縮小てん補割合100%となる住宅事業者様が倒産等の場合は、保険契約では支払われない免責金額（10万円）は、住宅取得者様のご負担となります。

免責金額および縮小てん補割合を適用するお支払保険金の計算式：

$(\text{保険の対象となる補修等の損害の額} - \text{免責金額}) \times \text{縮小てん補割合} + \text{調査費用} + \text{仮住まい・転居費用}$
--

注意喚起情報

この「注意喚起情報」には、住宅事業者様および住宅取得者様にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。住宅事業者様には、保険契約に際して必ずお読みいただきますとともに、住宅取得者様にも必ずご一読のうえ内容をご確認いただきますようお願いいたします。

この書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約をご参照ください。ご不明な点については、保険取次店またはハウズジーンにお問い合わせください。

1. 事故が発生した場合の手続き

(1) 住宅事業者様へ

- ① 事故を発見した場合または住宅取得者様から事故の通知を受けた場合には、直ちにハウズジーンにご連絡ください。当社は、状況を確認した後、保険金のご請求対象となる場合は、住宅事業者様に所定の事項について書面のご提出をお願いします。正当な理由なくこれらの連絡等がなされなかった場合には、保険金の全部または一部についてお支払いできないことがあります。
- ② この保険契約では、ハウズジーンが住宅事業者様に代わって住宅取得者様との示談交渉を行うサービスはありません。住宅事業者様が特定住宅瑕疵担保責任を負う事故が発生した場合は、ご自身で住宅取得者様との示談交渉を進めていただくこととなります。
- ③ 示談交渉は、必要に応じてハウズジーンにご相談いただきながらおすすめてください。予め当社の承認を得ないで補修工事を行った場合または賠償金等をお支払いになった場合には、その全部または一部について保険金をお支払いできないことがあります。

(2) 住宅取得者様へ

- ① 事故を発見した場合は、直ちに住宅事業者様にご連絡ください。ハウズジーンは、住宅事業者様からの通知により状況を確認した後、保険金のご請求対象となる場合は、住宅事業者様に対して所定の事項について書面のご提出をお願いします。
- ② 住宅事業者様が、倒産等により相当の期間を経過してもなお対象住宅の補修等を行えない場合には、ハウズジーンにご連絡ください。当社は、状況を確認した後、保険金を直接ご請求いただける場合は、所定の事項について書面のご提出をお願いします。
- ③ 正当な理由なくこれらの連絡等がなされなかった場合には、保険金の全部または一部についてお支払いできないことがあります。

2. 住宅取得者様による保険金の直接請求の取扱い

対象住宅に事故が発生した場合において、住宅事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行できないときは、住宅事業者様が特定住宅瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において、住宅取得者様はハウズジーンに直接保険金を請求し、受領できます。この場合、当社は、住宅事業者様に損害をてん補したものとみなします。保険契約では支払われない免責金額は、住宅取得者様の自己負担となります。

3. 故意または重過失の場合における取扱い

住宅事業者様、住宅取得者様、対象住宅に係る建設工事、設計、工事監理、地盤調査、地盤補強工事等を行うために締結された請負契約もしくは受託契約の当事者、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失により生じた損害は、上記2.により住宅取得者様からハウズジーンに直接保険金をご請求いただける場合に限って、保険金支払の対象となります。ただし、住宅取得者様の故意または重大な過失による場合を除きます。

その他の保険金をお支払いできない事由に当たる場合は、保険金をお支払いできません。

4. 分譲共同住宅等の場合のご注意

(1) 保険金ご請求に関し

対象住宅が共同住宅等である場合は、保険金請求の手続きは原則として住棟ごとに行っていただきます。各住宅の取得者様からの住宅ごとのご請求はお受けできません。

住宅事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行できないときは、管理組合等が窓口となり、住棟ごとに取りまとめたうえで保険金請求手続きを行ってください。

(2) 共同住宅等の中に保険契約の対象とならない住宅がある場合

保険契約の対象となる損害の額は、住棟全体の損害額に、保険契約の対象住宅に係る共有部分の持分割合の合計を乗じて計算します。

詳細は、保険取次店またはハウスジーメンにお問い合わせください。

5. 個人情報の取扱い

ハウスジーメンは、皆様からお預かりした個人情報を以下のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の利用目的

ハウスジーメンの営む次の業務の実施ならびに取扱商品およびサービス（関連会社または提携会社を取り扱う商品およびサービスを含みます）のご案内またはご提供等に利用します。

- ・住宅瑕疵担保責任保険業務
- ・住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価業務
- ・独）住宅金融支援機構フラット35住宅適合証明検査業務
- ・住宅履歴書サービス業務
- ・住宅地盤保証取次業務
- ・住宅ローン取次業務
- ・その他住宅の検査業務

(2) 個人情報の第三者への提供

次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- ・個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内にて、業務委託先、再保険引受先、業界関連機関等に提供する場合など

(3) 個人情報の取扱いの詳細

その他詳細については、当社ホームページ (<http://www.house-gmen.com>) をご参照ください。

6. ハウスジーメン破綻時の取扱い

ハウスジーメンの経営が破綻した等により保険法人の指定を取り消された場合には、その保険等の業務の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継がれます。

7. 保険証券・保険付保証明書（ご確認後、大切に保管してください）

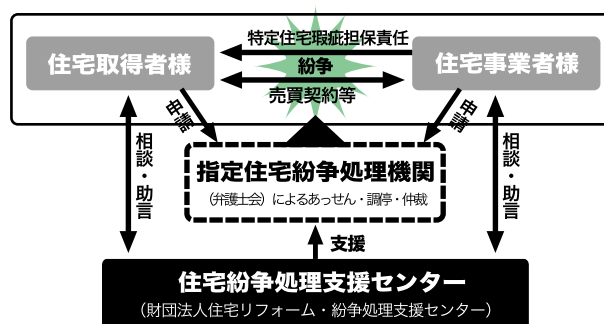
ハウスジーメンは、ご契約締結後、住宅事業者様に保険証券と保険付保証明書を交付します。保険付保証明書は、住宅事業者様から住宅取得者様に必ずお届け願います。保険契約の内容を記載していますので、ご確認のうえ、大切に保管してください。

分譲共同住宅等の場合で、保険証券発行の後に引渡しとなる住宅の取得者様には、住宅事業者様からハウスジーメンに引渡日のご報告（保険付保証明書の交付申請）をいただいた後、保険付保証明書を交付します。

8. 紛争処理に関する事項

- (1) 住宅事業者様と住宅取得者様との間に請負契約または売買契約に関する紛争が生じた場合、紛争の当事者の双方または一方からの申請により、紛争のあっせん、調停および仲裁を指定住宅紛争処理機関に申し立てることができます。
- (2) ハウスジーメンは、上記の紛争処理において、指定住宅紛争処理機関から当社に意見の照会があったときは、意見を提出します。
- (3) ハウスジーメンは、上記(1)の紛争処理において、指定住宅紛争処理機関が当社の参加が必要と認めるときは、利害関係人として参加します。
- (4) ハウスジーメンは、上記(1)の紛争処理において成立した調停の結果を尊重します。また、当社が紛争処理の利害関係人として調停等に参加した場合には、特段の事情がない限り、提示された和解案または調停案を受け入れます。
- (5) 住宅取得者様は、住宅取得者様から当社への直接の保険金のご請求に関して紛争が生じた場合には、指定住宅紛争処理機関に、当社を被申請人とする紛争処理を申請することができます。
- (6) ハウスジーメンは、上記(5)の紛争処理において、特段の事情がない限り、指定住宅紛争処理機関から提示された和解案または調停案を受け入れます。

紛争処理の仕組み



この保険契約に関する相談・苦情・連絡窓口

この保険契約に関するお問合せ、相談・苦情等は、ハウスジーメンにご連絡ください。

株式会社ハウスジーメン (受付時間:月~金 9:30~17:30)

- ・受付センター (契約お申込み、お問合せ)

電話番号 03-5408-8486

- ・お客様相談室 (ご相談、苦情)

電話番号 03-5408-6088

対象住宅について、住宅取得者様と住宅事業者様との間でお困りのことが起こったら、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくこともできます。

この保険契約の具体的な内容等に関するお問い合わせは、相談の対象から除かれます。

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター (受付時間:月~金 10:00~12:00/13:00~17:00)

- ・電話番号 03-3556-5147

事故が発生した場合には、ハウスジーメンにご連絡ください。

住宅事業者様にお読みいただきたい事項

この保険契約の手続きに関し、住宅事業者様に特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

1. 告知義務・通知義務

(1) 保険契約お申込時における注意事項(申込書の記載に関する注意事項)

住宅事業者様には、保険契約申込時にハウスジーマンに重要な事項を申し出てください(告知義務といえます)があります。申込書の記載事項のうち重要な事項について、事実と相違する事項を記載した場合または記載しなかった場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(2) 保険契約お申込後における留意事項

保険契約申込後に次の変更等が生じる場合には、必ずハウスジーマンにご通知ください(通知義務といえます)。ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 重複保険契約を他の保険者と締結しようとするとき、または他の保険者と締結する重複保険契約が存在することを知ったとき
 - ② 保険契約申込書の記載事項につき変更をしようとするときまたは変更が生じたことを知ったとき
 - ③ 対象住宅についてその種類または用途が変更されたときまたは変更が生じたことを知ったとき
- 上記の手続きを怠った場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

2. 保険料等およびお支払方法

(1) 保険料等について

保険料等は、保険料と現場検査料の合計になります。このうち保険料は、住宅の種類別、保険金額等によって決定されます。

- ① 保険料は非課税です。
- ② 現場検査料には、消費税が含まれています。

実際にご契約いただく住宅事業者様の保険料等につきましては、保険取次店またはハウスジーマンにお問い合わせください。

(2) 保険料等のお支払方法

保険料等は、原則として当社指定口座への振替えて、一時払にてお支払いいただきます。事業者届出時に、口座振替依頼書にて引落口座を設定してください(既に設定済みの場合は不要です)。

ハウスジーマンの定める振替日の前日までに、設定いただいた口座に保険料等の振替えに必要な残高をご用意ください。万一振替えができなかった場合には、住宅事業者様は、当社の定める期日までに当社の指定した場所に保険料等を支払わなければなりません。口座振替にてお支払いいただいた保険料等に対しては、領収書は発行いたしません。

3. 保険証券の交付申請および住宅取得者様への重要事項のご説明

(1) 保険契約の締結

住宅取得者様への引渡日の確定後、速やかに次の書類を添えてハウスジーマンに保険証券の交付を申請してください。当社は、現場検査において対象住宅が適合と判定されていることおよび保険料等の全額をお支払いいただいていることを条件に、保険証券を交付します。これにより、ご連絡いただく対象住宅の引渡日から保険期間が始まります。

<保険証券交付申請必要書類>

- ① 保険証券交付申請書
- ② 建築基準法第7条に定める検査済証の写し等の住宅の完成を証する書類
- ③ 契約内容確認シート（下記(2)をご参照ください）
- ④ 売買契約書の写し（宅地建物取引業者が保険契約者の場合で、保険契約申込時にご提出いただいていない場合に必要）
- ⑤ 建設住宅性能評価書の写し（建設住宅性能評価を受けた住宅で、保険契約申込時にご提出いただいていない場合に必要）
- ⑥ その他当社が提出を依頼する書類

(2) 住宅取得者様への重要事項のご説明

住宅事業者様は、住宅取得者様にこの重要事項説明書をお渡しいただき、次の点および重要事項の内容についてご説明ください。

- ① 必ずご一読のうえ内容をご確認いただき、大切に保管いただきたいこと
- ② 特に、保険金をお支払いできない主な場合など、住宅取得者様にとって不利益な情報が記載された部分につき、十分ご確認いただきたいこと

ご説明後、「契約内容確認シート」に※住宅取得者様の署名または記名捺印をいただき、上記(1)の保険証券交付申請の時までに、ハウスジーマンにご提出ください。

※分譲共同住宅等の場合は、少なくとも既に引渡日が確定している住宅取得者様の分を保険証券交付申請の時までにご提出願います。その後に引渡しになる住宅の取得者様については、保険付保証明書の交付申請時に同様に、「契約内容確認シート」をご提出願います。

4. 保険契約の締結の状況についての書面の取扱い

ハウスジーマンは、各基準日（毎年3月31日および9月30日）における、住宅事業者様の住宅瑕疵担保責任保険契約の締結状況を証する書面（保険契約締結証明書）を発行します。

5. その他

(1) 保険契約条件の変更または解除

この保険契約は、国土交通大臣の承認を得た場合を除き、保険期間中の契約条件の変更または解除はできません。

詳細は、保険取次店またはハウスジーマンにお問い合わせください。

(2) 保険契約の無効について

この保険契約は、法律上無効となる場合のほか、保険契約の締結に関し、住宅事業者様、住宅取得者様またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったときは無効となります。

(3) 共同保険契約について

この保険契約が複数の保険法人による共同保険契約の場合は、各引受保険法人は引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の権利を有し、義務を負います。幹事保険法人が、他の引受保険法人の業務・事務の代理・代行を行います。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

この保険契約は、営業または事業のための契約であり、クーリングオフ（契約申込みの撤回）の対象とはなりませんのでご注意ください。

重要事項説明書 契約内容確認のポイント

下記ポイントは、この保険契約をご利用いただくための重要な項目です。重要事項説明書をお読みいただきました後、下記ポイントに沿って今一度ご確認ください。ご確認結果を、別紙の「契約内容確認シート」にてチェックくださいますようお願い申し上げます。

確認ポイント	
1	「重要事項説明書」の内容をご確認いただきましたか
2	保険金をお支払いする場合と保険金をお支払いできない主な場合をご確認いただきましたか ※保険契約概要のご説明の「2. 保険金の支払の対象となる範囲」をご覧ください
3	保険期間中に、瑕疵により住宅の基本的な耐力性能または防水性能を満たさない場合、住宅取得者様は、住宅事業者様に補修等を請求できることをご確認いただきましたか ※保険契約概要のご説明の「2. 保険金の支払の対象となる範囲」をご覧ください
4	上記3. の場合において、住宅事業者様が倒産等のため相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行できないときは、住宅取得者様からハウスメンに直接保険金を請求できることをご確認いただきましたか ※保険契約概要のご説明の「2. 保険金の支払の対象となる範囲」と注意喚起情報の「2. 住宅取得者様による保険金の直接請求の取扱い」をご覧ください
5	保険金額・限度額、免責金額および縮小てん補割合についてご確認いただきましたか ※保険契約概要のご説明の「6. 保険金額等の保険契約の引受条件」をご覧ください
6	住宅事業者様等の故意・重過失による損害の取扱いについてご確認いただきましたか ※注意喚起情報の「3. 故意または重過失の場合における取扱い」をご覧ください
7	この保険契約の対象住宅の請負契約または売買契約に関し、住宅取得者様と住宅事業者様との間で紛争が生じた場合、指定住宅紛争処理機関による紛争処理手続きを利用できることをご確認いただきましたか ※注意喚起情報の「8. 紛争処理に関する事項」をご覧ください

重要事項説明書の内容について、ご不明な点がございましたら保険取次店またはハウスメンにご相談ください。

住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社ハウスジーメン

〒105-0003 東京都港区西新橋3-7-1 ランディック第2新橋ビル8F
受付センター TEL：03-5408-8486 FAX：03-5408-7441
お客様相談室 TEL：03-5408-6088

<http://www.house-gmen.com>

Copyright 2008 (株)ハウスジーメン

P081101-001(1)